

# 仁川学院小学校いじめ防止基本方針

## 1. 学院の方針

この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づいて学校教育を行い、キリストを完全な人間の模範として生きた聖フランシスコ及び聖マキシミリアノ・マリア・コルベに  
ならない、「和と善」の精神を生きる真人を育成することを目的とする。

(学校法人仁川学院寄附行為第3条)

「和と善」の建学の精神に基づいて仁川学院では、感謝とともに人となごみ、仲良くする「和」の心で、神から自分に贈られた「善」を隣人たちと分かち合うことに、本当の生きる喜びを感じられる人になれるよう、人間の模範として生きる道を示すことで、児童の人格の完成を目指している。

そのために、すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「いじめ防止基本方針」を定める。

## 2. 基本的考え方

本校は建学の精神「和と善」のもと、児童が真の人として成長することを目標とする。すべてのものが神に造られ、神から愛されていると受け止め、互いに愛し合い、違いを認め合うキリスト教の精神に基づいた教育をとおして、いじめを生まない学校づくりを目指す。それを実現するため、この基本的な方針を定める。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われることのないようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### いじめ防止対策推進法第8条(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### **いじめ防止対策推進法第9条（保護者の責務等）**

1. 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
2. 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
3. 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
4. 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第3項の規定は、いじめ防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

## **3. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等**

### **（1）日常の指導体制**

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、生活部が中心となって、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者等と緊密に連携を取りながら、日常の教育相談及び生活指導などを推進するための校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

**別紙① 校内指導体制及び関係機関**

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

**別紙② チェックリスト**

### **（2）未然防止等に関わる年間指導計画**

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うよう最大限の努力を払い、児童への啓発活動、早期発見のための調査、対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修など、未然防止等に関わる年間指導計画を定める。

**別紙③ 年間指導計画**

### **（3）組織的対応**

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

**別紙④ 組織的対応**

## 4. 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、「年間30日」を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、学校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

学校長が重大事態と判断した場合、直ちに、所轄庁である県知事に報告するとともに、学校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって調査し事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県知事が設置する重大事態調査のための付属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5. その他の事項

カトリックコンベンツアル聖フランシスコ修道会の日本の創始者であるマキシミリアノ・マリア・コルベ神父は、ナチス・ドイツのアウシュビッツ強制収容所で、見せしめとして餓死刑を宣告された一人の父親の身代わりになって亡くなった。コルベ講堂前には聖コルベ像があるが、餓死刑囚として死を迎える瞬間、拘束された両手を天高くかざして、自分の敵を祝福しながら倒れる姿になっている。

前述の「学校の方針」で触れたように、学院教育が目的としている「完成した人格」のモデルはキリストである。仁川学院では、キリストの隣人愛を教えているが、特に聖コルベのように隣人愛に生きる人を育てることに留意してきた。すなわち、いじめ防止等については、聖コルベの生き方を深く心に刻み、いじめを起こさない「心の教育」を、宗教科を中心として従来以上に工夫して実施していくことに努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、必要に応じて点検と見直しに努める。

## 校内指導体制及び関係機関

### いじめ対応委員会

【構成員】 学校長・教頭・教務部長・生活部長  
養護教諭・スクールカウンセラー

- 学校いじめ防止基本方針の見直し・改善
- 年間指導計画の作成・実施・改善
- 校内研修会の企画・実施
- アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- 要配慮児童への支援方針

### 関係機関

西宮警察署生活安全課  
☎ 0798-33-0110

西宮少年サポートセンター  
☎ 0798-67-0776

### 未然防止

- 宗教教育の充実
  - ミサ
  - 祈りの場への参加
  - 感謝の心を育む
  - 思いやりの心を育む
  - 他者理解の心を育む
- 学級活動の充実
  - クラスにおける規律づくり
  - 健全な人間関係づくり
  - 心の教育(SEL-8)の実施
- 見守りの充実
  - 休み時間の見守り
  - 登下校指導
- 児童会活動の充実
- 奉仕部活動の充実
- 異年齢交流
  - スクールペア交流
  - スクールファミリー交流
- 宿泊行事
  - 全学年で実施

### 早期発見

- 情報の収集
  - 生活アンケートの実施
  - 各部による定例ミーティングの実施
  - 担任による個人面談の実施
  - 参観
- 保護者との連携
  - 個人懇談会の実施
  - 学年懇談会の実施
- 情報の共有
  - 学年会の実施
  - 文書での報告の徹底
  - 全職員の情報共有
  - 養護教諭、スクールカウンセラーとの情報共有
  - 要配慮児童への実態把握
  - 次年度への引き継ぎの徹底

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### ■ いじめが起こりやすい・起こっている集団(クラス)

---

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできていない
- 掲示物が破れていたり落書きがある
- グループ分けすると特定の児童が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中に絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けぬ雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをしている

### ■ いじめられている児童

---

#### 1. 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしぬ
- 顔色が悪く、元気がない
- 一人で下校することが増える
- 遅刻、早退、欠席が増える
- 腹痛や体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- とときどき涙ぐんでいる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかつたり、愛想笑いを浮かべたりする
- 故意に避けられたり、距離を取られたりする

#### 2. 授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 一人でいることが増える
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へ遅れて入ってくるが増える
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- いつも教師の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### 3. 昼食時

- 他の児童の机から少し離れている
- 食事の量が減つたり、食べなかつたりする
- 食べ物にいたずらされる

#### 4. その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机に落書きされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡が付いている
- ボタンが取れたり、ポケットが破けたりしている
- 手や足に擦り傷や痣がある
- ケガの状況と本人の説明が一致しない
- 必要以上にお金を持ち、友達に奢るなどする

### ■ いじめている児童

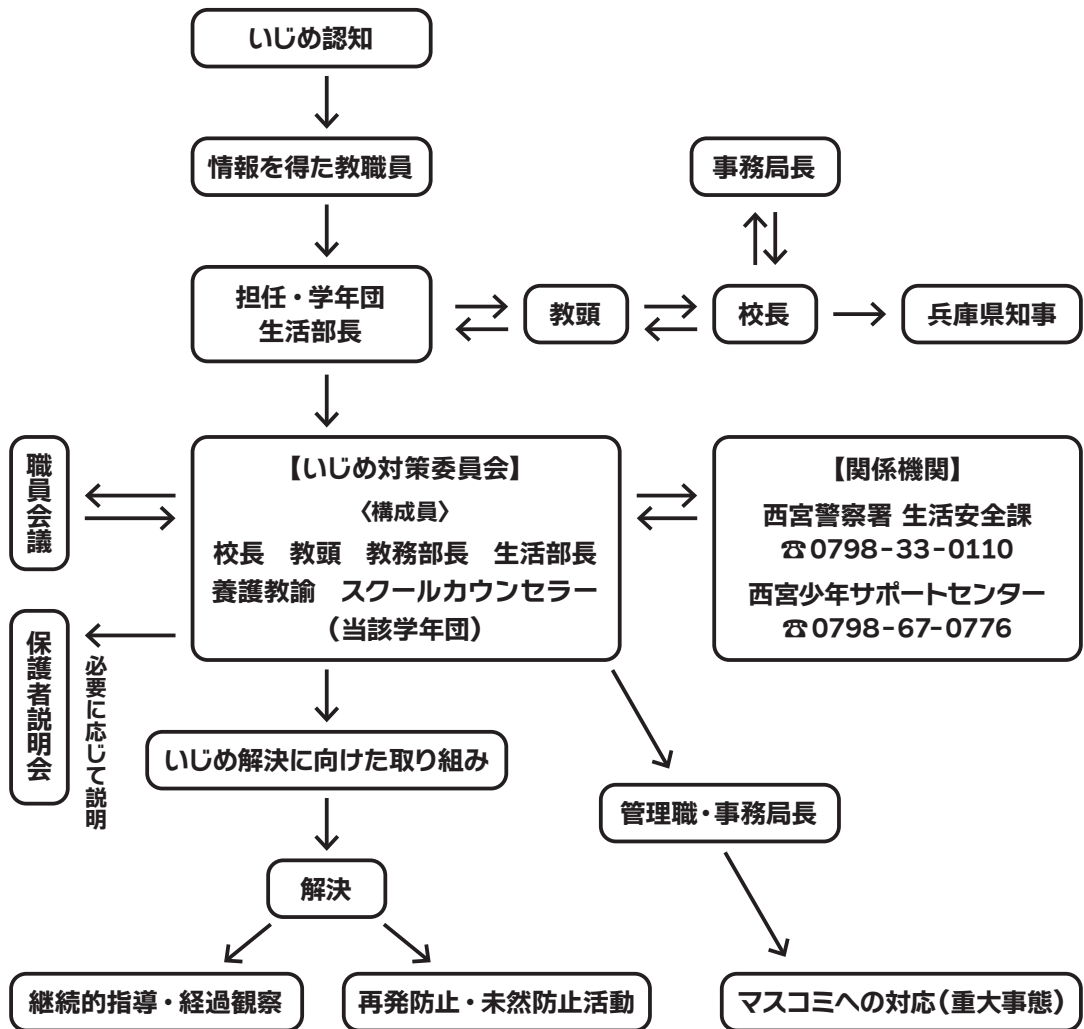
---

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
- 腹痛や体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

## 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	事案発生時 いじめ対策委員会 職員会議	歓迎遠足 スクールペア交流会	授業参観 学年懇談会 生活アンケート
5月		6年生修学旅行(宿泊) 3年生自然教室(宿泊) 聖母祭	1年生保護者個人懇談 生活アンケート
6月		5年生海事学習(宿泊)	授業参観 生活アンケート
7月		児童会主催行事	保護者個人懇談 いじめアンケート
8月			
9月		スクールペア交流会 スクールファミリー交流会	授業参観 学年懇談会 生活アンケート
10月		運動会 フランシスコフェスタ 2年生自然教室(宿泊)	生活アンケート
11月		感謝月間ミサ	授業参観 学校評価アンケート 生活アンケート
12月		クリスマス会・学芸会 スクールペア交流会	保護者個人懇談 いじめアンケート
1月		祈りの日ミサ	授業参観 生活アンケート
2月		4年生スキー教室(宿泊)	生活アンケート
3月		1年6年宿泊行事(宿泊) スクールペア遠足	学年懇談会 生活アンケート
	● いじめ防止基本方針の見直し	● 登下校指導 ● 連絡会等にて、予め知っておくべき情報を共有する。 ● 年間を通じて登校の様子を見守り、児童の変化に気づく。 ● 20分休み・昼休みの見守りを実施する。 ● 心の教育(SEL-8)実施	● 児童の悩みに気づけるよう、生活アンケートを実施する。 ● 学期ごとに学年懇談会を実施。1・2学期は担任との保護者個人面談を実施し、家庭との信頼関係を構築する。

## 組織的対応



## いじめ対応の流れ

- ① 本人からの訴え等、教職員の認知
- ② 担任による事実確認(事実確認の前に学年団で共有することもあり)
- ③ 担任から学年団への報告・共有
- ④ 生活部長・管理職への報告
- ⑤ 管理職の判断でいじめ対応チームの開催  
(但し学年団からの依頼に応じて、いじめ対策委員会を開催することもできる)
- ⑥ 必要に応じて、全職員への指導方針及び対応の共有
- ⑦ 児童への指導・支援(保護者への連絡)